

# 令和6年 第3回 安芸太田町議会定例会会議録

令和6年6月13日

招集年月日	令和6年6月7日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和6年6月7日 午前10時40分			議長	中本 正廣
	閉会	令和6年6月13日 午後3時50分			議長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	角田 伸一	○	7	影井 伊久美	○
	2	斉藤 マユミ	○	8	田島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	大江 昭典	○
	4	小島 俊二	○	10	津田 宏	○
	5	末田 健治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大江 厚子	○	12	中本 正廣	○
会議録署名議員	2番	斉藤 マユミ		3番	佐々木 道則	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	河野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	橋本 博明		教育長	大野 正人	
	副町長	—		病院事業管理者	平林 直樹	
	参事	宇多 康弘		教育次長	園田 哲也	
	会計管理者兼 総務課長	長尾 航治		教育課長	瀬川 善博	
	総務課課長補佐	郷田 亮		安芸太田病院 事務長	正岡 剛	
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長	児玉 裕子		—	—	
	筒賀支所長 兼筒賀支所住民生活課長	山本 博子		—	—	
	企画課長	二見 重幸		—	—	
	税務課長兼 会計課長	沖野 貴宣		—	—	
	住民課長	上手 佳也		—	—	
	産業観光課長	菅田 裕二		—	—	
	建設課長	武田 雄二		—	—	
	健康福祉課長	伊賀 真一		—	—	
	衛生対策室長	森 脇 泰		—	—	
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

令和6年6月13日

同意第2号	副町長の選任について
同意第3号	農業委員会委員の任命について
議案第42号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第43号	安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更について
議案第44号	安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第45号	財産の取得について（小型除雪車）
議案第46号	財産の取得について（ホイールローダ除雪車）
議案第47号	令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）
議案第48号	令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第49号	令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第50号	令和6年度安芸太田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
議案第51号	令和6年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第1号）
発委第1号	健康保険証の廃止延期を求める意見書の提出
陳情第2号	安野花の駅公園ジーゼル解体撤去のお願い
陳情第8号	安野花の駅公園金網フェンス追加設置のお願い
陳情第11号	地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情について
発委第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することについて
	閉会中の継続審査について
	閉会中の継続調査について

令和6年第3回定例会  
(令和6年6月13日)  
(開会 午後 2時50分)

○中本正廣議長

皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 同意第2号

○中本正廣議長

日程第1、同意第2号、副町長の選任についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第2号、副町長の選任についてを採決いたします。お諮りします。同意第2号については原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第2号についてはこれに同意することに決定しました。暫時休憩いたします。

休憩 午後2時52分  
再開 午後2時53分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。先ほど副町長の選任を同意いたしました木村富美副町長に御挨拶を頂きます。

○木村富美氏

ただいま、選任の御同意を頂きました木村でございます。このたびは副町長の職を担うこととなりまして、非常に光栄でありますとともに、その職責の重さに改めて身が引き締まる思いであります。私は昭和59年に広島県庁に入庁いたしまして、令和3年3月まで、県、広島県の職員として、県政の発展と、福祉の向上に努めてまいりました。とりわけ、最後の7年間は、中山間地域の振興に従事しまして、広島県としては初めてとなります中山間地域振興計画を策定するとともに、安芸太田町をはじめ、県内中山間地域の中長期を見据えた、人づくり、仕事づくり、そして生活環境づくりと、こうした取組みに注力してきたところでございます。現在、人口減少や少子高齢化が全国的な課題として、いろいろと報じられておりますが、そういう中で、安芸太田町は、県内で最も人口が少なく、高齢化が進んだ町でもあります。こうしたことから、持続可能なまちづくりに向けて、橋本町長のもとで、一丸となって、将来に向けて力強い歩みを進めていくことが重要であると、このように考えております。もとより微力ではございますが、これまで培ってまいりました経験を活かし、町長はじめ議会の皆様、職員、そして、町民の皆様と力を合わせて、安芸太田町が皆様にとって、誇りと愛着を持ち続けられる、地域として、ありますよう、誠心誠意、力を尽くしてまいる所存でございます。議会の皆様におかれましては、今後、温かい御支援と御鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○中本正廣議長

以上で木村富美副町長の力強い御挨拶を頂きました。暫時休憩いたします。

休憩 午後2時55分  
再開 午後2時56分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

## 日程第2. 同意第3号

○中本正廣議長

日程第2、同意第3号、農業委員会委員の任命についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第3号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。お諮りします。同意第3号については原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第3号についてはこれに同意することに決定しました。

---

## 日程第3. 議案第42号

○中本正廣議長

日程第3、議案第42号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。議案第42号、損害賠償の額の決定及び和解について。議案の読み上げをもって詳細説明とさせていただきます。令和6年5月2日午前6時30分頃、町が管理する町道畑ヶ谷線で発生いたしました道路管理瑕疵によるタイヤ等破損事故について、損害賠償の額を次のとおり決定し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるところでございます。損害賠償額7万8,804円。和解の内容、安芸太田町は、相手方に対し損害賠償額7万8,804円を支払う。本件事故に関し、その他一切の費用等は双方とも請求しない。上記各項により本件事故は解決とする。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第42号、損害賠償の額の決定及び和解についてを起立により採決します。議案第42号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第42号については原案のとおり可決いたしました。

---

## 日程第4. 議案第43号

○中本正廣議長

日程第4、議案第43号、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。議案第43号、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更について説明をさせていただきます。安芸太田町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により議会の議決を求めるところでございます。これは令和6年度で過疎対策事業債を活用するために必要な計画変更をするものでございます。計画の変更の内容につきましては、次のページをお願いいたします。交通施設の整備、交通手段の確保の施策区分の町道に関しまして、津浪巡回線の事業内容に道路改良を追加し、次のページをお願いします、同じく町道の区分におきまして、イロハ線横町線をそれぞれ事業に追加するものでございます。あわせて次のページをお願いいたします。子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の区分におきまして筒賀高齢者生活福祉センターの改修等の事業を追加するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、津浪巡回線及びイロハ線について、この事業計画については、昨今整備計画のある、スマートインターチェンジの整備に絡んだ改良であると考えてよろしいでしょうか。

○中本正廣議長

はい、武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、町道イロハ線と巡回線でございますが、フルインター化に伴いまして2車線化の改良工事に伴うものございます。はい、よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第43号、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更についてを起立により採決します。議案第43号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第43号については原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第5. 議案第44号

○中本正廣議長

日程第5、議案第44号、安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。議案第44号、安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をさせていただきます。これは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等設備及び運営に関する国の基準等が一部改正されたことに伴う、該当する施設等の条例について、基準を定めるものでございます。具体的には保育士の配置基準が3歳以上児が15人に対し1名以上、4、5歳児の者が25人に対し1名、いうふうに基準を改正するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、7番影井議員。

○影井伊久美議員

はい、保育事業の条例一部改正ということでございますが、一般的に家庭的保育事業というのは、保育者の居宅等で、主に3歳児未満の少人数の乳幼児を対象に小規模に行われる保育のことを指すと思いますが、本町においての家庭的保育事業の定義、具体的にどの施設で実施されているのか、説明を加えてください。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。議員お尋ねのとおり、家庭的保育事業というような位置づけでございますが、本町の施設でいいますと、筒賀保育所が小規模保育事業所というふうに位置づけされておりますので、この点におきまして、この条例に該当する基準に伴い、規則等もあわせて改正を行うものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、ほかに質疑は。小島議員。

○小島俊二議員

はい。保育所の設置基準が少し厳しくなるというふうにあるんですが、20人が15人、25人が、30人が25人ですか、厳しくなるんですが、それに伴って、2歳児未満の小さい子どもたちの保育士がそちらに回って、また昨年もありましたような待機児童の発生の恐れはないと考えてよろしいですか。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい、この条例にあります筒賀保育所、また県条例に伴いまして、同様に本町の保育所認定こども園の基準も変更になるというところがございますが、現在この基準以内ですね、既に保育が行われているというのが現在の町内の施設の現状でございます。ですので、この基準の変更によって新たに以上児のほうに職員が回って、今度2歳児以下ですね、子どもたちの引受けができなくなるというようなことには該当に当たりませんので、基本的に来ていただくことは基本、待機児童のないように受けれるように体制を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第44号、安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第44号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第44号については原案のとおり可決しました。

---

日程第6. 議案第45号

日程第7. 議案第46号

○中本正廣議長

日程第6、議案第45号、財産の取得について（小型除雪車）及び日程第7、議案第46号、財産の取得について（ホイールローダ除雪車）の2件を一括議題といたします。追加説明があれば受けます。武田建設課長。

○中本正廣議長

はい。議案第45号、財産の取得について。次のとおり、財産を取得したいので、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。取得財産、小型除雪車1台。契約方法、一般競争入札。取得金額、1,402万5千円。契約の相手方、株式会社イトー、代表取締役 伊藤滋。続きまして次ページです。議案第46号、財産の取得について。次のとおり、財産を取得したいので、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。取得財産、ホイールローダ除雪車1台。契約の方法、一般競争入札。取得金額、597万6,300円。契約の相手方、株式会社イトー、代表取締役 伊藤滋です。よろしくお願ひします。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

はい2件とも入札参加業者の数と、それぞれの落札率について質問します。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。まず議案第45号ですが、こちらのほうは、契約の相手方の1社のみでございました。設計金額ですけど、1,588万5,100円でしたので、落札率は88.3%です。続きまして議案第46号です。こちらのほうも、契約の相手方1社の入札でございました。設計金額が800万8千円でしたので、落札率74.6%でございます。よろしくお願ひします。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい。佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

これ45号のほうなんですが、ロータリー除雪車とあって、結構高額になつとるんですが、今まで使用されていた除雪車はこのロータリーだったのかどうか。教えてください。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○中本正廣議長

はい、こちら松原地区の除雪車ですけど、こちら、同等の機種をお貸ししておりました、町から。はい。

○中本正廣議長

よろしいですか。佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

今課長の説明ですと今までもやはりロータリーを、貸与してたというふうに理解していいですか。はい、了解。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第45号及び議案第46号についてを別々に行います。初めに議案第45号、財産の取得について（小型除雪車）についてを起立により採決します。議案第45号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第45号については原案のとおり可決しました。次に議案第46号、財産の取得について（ホイロード除雪車）についてを起立により採決します。議案第46号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第46号については原案のとおり可決しました。

## 日程第8. 議案第47号

○中本正廣議長

日程第8、議案第47号、令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。追加説明があれば受けます。はい。郷田総務課課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい。議案第47号、令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。まず、第1条の歳入歳出予算の補正でございます。こちらは、歳入歳出それぞれ1億3,879万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ87億9,949万7千円と定めるものでございます。そして第2条におきましては、地方債の補正をさせていただくものでございます。1枚めくっていただきまして資料1ページの第1表を御覧ください。今回の補正に対する歳入でございますが、上から国庫支出金としまして、主には物価高騰対策に係る交付金でありますとか、社会資本整備総合交付金になります1億196万5千円。次に繰入金としまして、財政調整基金からの基金繰入金を713万5千円。また諸収入としまして雑入で9万4千円。そして町債としまして2,960万円をそれぞれ歳入予算に充てさせていただきます。2ページ目を御覧ください。こちらは歳出のほうでございます。上から総務費、民生費をはじめとしまして、1番下の教育費につきまして、この表のとおり所要額を補正するものでございます。なお、今回の歳出の補正につきましては、本年4月1日の人事異動に伴う職員給与費等の組替補正が総務費、民生費などそれぞれ関係しているところでございます。続きまして資料4ページを御覧ください。第2表の地方債補正でございます。今回の補正におきまして、地方債の補正に係る主なものにつきましては、社会資本整備総合交付金の採択に関わりまして、町道整備事業と橋梁施設改良事業に係るものであります。あと国庫補助金の内示に伴う財源更正、また適用する起債種別の振替によるものでございます。この一覧のとおり、公共事業等をはじめとする起債事業の限度額をそれぞれ変更して対応させていただくものでございます。それでは各補正予算の詳細につきましては、担当課から御説明を申し上げます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。それでは、これから事項別明細書によりまして、各課から説明を申し上げます。まず全体のところでございますが、職員給与費につきましては、先ほどありましたとおり、人事異動に伴います組替えをさせていただいております。なおですね、この組替えに関しましては、特別会計を含めプラスマイナスゼロ円額ということで6月定例でございますので、増減なしという組替えをさせていただいております。

ます。ページのほう12ページ13ページをお開きください。一般管理費、一般管理事業、74万3千円。こちらに関しましては、既にですね、4月始まりまして、欠員の状態が出ております。この欠員を埋めるための会計年度任用職員確保のための予算でございます。また下の段、人事管理事業、10万3千円計上させていただいております。こちらに関しましては、職員の追加募集ということで2回分の委託料を計上させていただいたものでございます。なお、職員給与費につきましては、この欠員の職員が出ておりますので、また、改めましてですね、精査させていただいた上で、定例会のほうで補正をさせていただく予定でございます。ページ少し飛んで申し訳ございません。25ページをお開きください。消防費でございます。非常備消防運営事業といたしまして、63万2千円計上させていただきました。こちらは筒賀地区の消防施設の整備の補助金でございます。それから、その下段、防災行政無線管理運営事業でございます。こちらに関しましては44万3千円計上させていただいております。防災無線の再送信用の電柱が積雪により、積雪倒木により、傾いたもので、これの修繕を行うものでございます。総務課からは以上でございます。

○中本正廣議長

沖野税務課長。

○沖野貴宣税務課長

はい、予算書12、13ページをお願いします。はい。12ページ、6目、諸費、13ページ、定額減税補足給付金（調整給付）給付事業3,735万円について説明します。令和6年度税制改正大綱に盛り込まれた所得税、個人住民税合わせて1人当たり4万円の定額減税の実施に際し、定額減税をしきれない方々に対して、その差額を給付金として支給するものです。なお、この事業に係る経費は、国の地方創生臨時交付金で措置されます。以上です。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。続いて健康福祉課のほうからの補正のお願いでございます。同じく12ページ13ページのほうを御覧ください。中段でございます住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業について、総額1,740万円を計上しております。国の総合経済対策に基づき、令和6年度に新たに住民税非課税世帯となる世帯及び住民税均等割のみ課税となる世帯に対し1世帯当たり10万円を、さらに18歳以下の子どもさんがいる世帯には、子ども1人につき5万円を追加給付するものでございます。給付金事務に必要となります人件費や需用費、郵送料などの役務費など、事務的経費として40万円、給付金につきましては、住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯等合わせて160世帯、子ども1人につき加算する給付金分を20人分と想定し、合計1,700万円を計上させていただいております。なお、こちらに関します歳入でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をそのまま充てさせていただく予定としております。続いて、18ページ、19ページのほうをお開きください。はい、3款の上段でございます生活保護費の、生活保護費総務管理事業における委託料として85万8千円を計上しております。こちらにつきましては、本年10月に施行されます生活保護に係る法改正に伴う、事務処理システムの改修に係る委託料でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、失礼いたします。16ページ17ページお開きください。3款民生費、児童福祉措置費の保育所管理事業の備品購入費160万を計上させていただいております。認定こども園とごうちの給食設備の食器洗浄機の故障により、修繕不可となったため、同機能を有します食器洗浄機を新たに購入しようとするものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。ページ22、23ページです。中ほど土木費です。町道整備事業、委託料、町道横町線道路改良測量設計業務、810万円。工事請負費、町道三谷龍頭線法面補修工事4千万円。続きまして、橋梁施設改良事業、委託料、橋梁補修設計6橋640万5千円。工事請負費、橋梁補修工事、4橋1,802万2千円です。こちらは社会資本整備総合交付金の内示の増によります今回の補正となります。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長



武田建設課長。

○武田雄二建設課長

すみません、もう一つございました。1番、22、23の1番下ですね、空き家対策総合支援事業。こちらの補助金です。当初、500万円の予算を計上してございましたが、4月当初で全て消化いたしました。まだ10件程度の要望がございますので今回500万円の補正をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい。大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。2点お願いいたします。1点は17ページの保育所の備品購入費です。3月も補正によって備品の新しいものを購入されたということで今回も故障によりということで、備品については、故障がないと新しいものでやりかえないのか、それともある程度、期限が来たら、老朽化して不具合が出るのは当然だと思いますので、その時点でも新しいのに更新するのか、その辺はどうなっているのでしょうか。それからもう1点、今言われました空き家対策の総合事業ですが、4月でもう消化してしまったということで今回補正ですが、今後の方針、今年度と来年度に対しての方針について伺います。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい、こども園の調理場の調理器具と更新等についてです。基本的にはですね計画的に更新するのが1番理想だということではありますが、こども園の現状の調理器具はですね、基本的には今のこども園とごうちが、戸河内保育園の時代、購入したものであるという形でかなり老朽化と進んでおります。全部の点検をですね、今回ちょっとお願いをしないとイケないというところがありまして、今後については当然計画的に、更新を行っていきたいというふうを考えておりますので基本的には故障をする前にですねできるだけ早く、支障ができないようにというところを考えているところがございますが、今回の場合におきましてはちょっと故障が先という形になってしまいましたので、今後において計画的にできるようですね、方策をとってまいりたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、空き家対策総合事業、空き家の補助解体補助ですが、こちらの今後の展開というか、状況ですが、今回補正を10件で500万円させていただきましたけど、数にもよりますけど、まだ多くの要望があればまた別ですけど、そうでない限りは、今年度はこの20件で終わりにしたいと思っております。そして、来年度以降ですけど、今年度中に補助の要綱といいますか制度というの見直しをしたいと思っております。状態によって順位をつけるだとか、例えば地域によって差をつけるとか、そのへんをちょっと検討して、優先順位を検討したいと思っております。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい。小さいことなんですけど4ページの地方債補正なんですけど、辺地債が80万ほど減っておりますが、その理由というか内容を教えていただきたいと思っております。それともう1点。空き家対策事業なんですけど、4月の頭で10件がすぐいっぱいになる、また補正してすぐいっぱいになる。非常に人気がいい事業でございます。空き家も解消されるということで、3分の1の50万の上限の補助金という補助金でございますので、しっかり予算をつけて、空き家の改修に努めてもらいたいと思っておりますがどうでしょうか。

○中本正廣議長

はい、郷田総務課課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい。辺地債の関係でございますけれども、今回の辺地債の減額につきましては、水道事業会計のほうに補助金として出すお金なんですけれども、事業の精査によって、少し事業費が減ったということの減額になっております。以上です。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、空き家解体の件について御質問頂きました。今回、昨年度よりも多い金額を実は予算としては確保させていただいた中で対応しようとしていた中、想定を上回る形でできたということですね、手を挙げていただいたということで、今回補正を組ませていただいております。ただ我々としてはですね解体はもちろんそうなんですが、できれば使えるものについては、有効活用したいということもあって、実は解体でお話を頂いた中でもですね、使えるものについては、空き家バンク等の御利用ありませんかという、そういう取組みをしながら、最終的には、やはり今の予算では足りないという状況でございましたので今回緊急的にお願いをさせていただいております。ただ、いろいろ議論がございました。やはり空き家今後どうするかということを含めて全体的にやっぱり考えていく時期に来ていると思っております。また、今まではですね、こんなに私も来た当初は空家の解体予算あったんですが、毎年、全部使い切れないような状況が続いていたことを記憶しております。その経緯がある中で、今まではもう御要望があるところ片端からですね、対応していた、早い者勝ちという形でやってたという経緯もあったので、今回、ほぼ同時に皆さんの手を挙げていただいた中でもございましたので、これをさすがに早い者勝ちでというのはちょっと難しいということもあってですね、補正で組ませていただきましたけれども、緊急度合いですとか、今後空き家の解体についても少し、何だっけ、基準をもう少し設けて取り組む必要もあろうかと思っております。解体をされないまま残るよりはいいと思いつつもですね、予算の有効活用も含めて、もう少しこの制度については考え、見直しを含めて考えていきたいなと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。はい。制度の見直しが改悪にならないように、いい改正をお願いしたいと思います。それで、この前一般質問で言いましたがその解体についても民間事業者の補助事業を認めるとか、新たな賃貸住宅を整備する場合、そういったことも含めて検討していただきたい。それで、要綱つくるときにやっぱりこう議会なんかにも若干情報提供して、意見をもらうとかいうようなことも考えていただきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第47号、令和6年度安芸太田町一般会計補正予算(第2号)を起立により採決します。議案第47号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第47号については、原案のとおり可決しました。

日程第9. 議案第48号

日程第10. 議案第49号

日程第11. 議案第50号

日程第12. 議案第51号

○中本正廣議長

日程第9、議案第48号、令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)から、日程第12、議案第51号、令和6年度安芸太田町下水道事業会計補正予算(第1号)までの4件を一括議題といたします。追加説明があれば受けます。上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。議案第48号、令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。このたびの補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ567万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,603万3千円と定めるものでございます。この補正の内訳でございますが、まず令和6年4月1日付人事異動に伴う組替えによるものが、職員給与費として194万6千円、こちらを増額するものでございます。もう1点、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修及び周知広報にかかる経費として372万8千円、こちらのほうを増額するものでございます。こ

らにつきましては、全額国庫補助金で対応させていただきます。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。続きまして議案第49号、令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ140万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ13億1,090万円と定めるものでございます。今回の補正につきましては、会計年度職員として保健師1名分を確保するための予算でございます。以上です。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。議案第50号、令和6年度安芸太田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）です。今回の補正は第2条、収益的収入及び支出の収入、第1款、第2項の営業外収益、155万9千円の増。支出総額は157万1千円の増のうち、第1項、営業費用155万9千円の増。第3項、特別損失1万2千円の増の補正をお願いするものです。理由といたしましては、4月の人事異動に想定していた職員の配置替えに伴います給与及び期末勤勉手当の補正です。また、第2条、資本的収入及び支出の収入、第1款、第1項の企業債140万円の増、補助金140万円の減の補正です。国庫補助の内示の変動に伴う企業債の増及び補助金の減が理由となります。第4条は企業債の限度額の変更となります。続きまして、議案第51号、令和6年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第1号）です。今回の補正は第2条、収益的収入及び支出の収入、第1款、第2項の営業外収益、146万5千円の減、支出は、総額166万5千円の減のうち、第1項、営業費用146万5千円の減。第2項、特別損失20万円の減の補正をお願いするものです。こちらも4月の人事異動に想定していた職員の配置替えに伴います給与及び期末勤勉手当の補正です。以上です。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから採決を行います。採決は議案第48号から議案第51号までについてを別々に行います。初めに、議案第48号、令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを、起立により採決いたします。議案第48号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって議案第48号については原案とおり可決しました。次に議案第49号、令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。議案第49号については原案とおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第49号については原案のとおり可決しました。次に、議案第50号、令和6年度安芸太田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。議案第50号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第50号については原案のとおり可決しました。次に、議案第51号、令和6年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。議案第51号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第51号については原案のとおり可決しました。

---

### 日程第13. 発委第1号

○中本正廣議長

日程第13、発委第1号、健康保険証の廃止延期を求める意見書の提出についてを議題といたします。総務常任委員会委員長から提案理由の説明を求めます。はい。末田委員長。

○末田健治総務常任委員会委員長

発委第1号、健康保険証の廃止延期を求める意見書の提出について。安芸太田町議会会議規則第14条

第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年6月13日、提出者、総務常任委員会委員長、末田健治。安芸太田町議会議長、中本正廣様。提案理由。マイナンバーカードをめぐるトラブルが続出している中で、健康保険証を廃止すれば十分な対応ができずに必要な医療を受ける権利が損なわれる恐れもあり、生命に関わる危険な状態に発展しかねない。誰もが必要な医療を受けられる体制を堅持することは、政府として最低限の責任である。政府は国民の不安を払拭するために、一旦立ち止まってシステムを総点検するとともに、安定的に運用が図られるようになるまでの間は、現行の健康保険証の廃止を延期すること。このことについて意見書を提出しようとするものである。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。廃止を求める意見書案については裏面のとおりでございます。以上、提案いたします。

○中本正廣議長

以上で委員長からの提案理由の説明を終わります。これから委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。はい、大江厚子議員。まず、原案に対する反対の発言を許します。ありませんか。次に原案に賛成の発言を許します。はい、大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、大江厚子です。私は原案に対する賛成の立場から意見を申し上げます。マイナンバーカードは御存じのように任意であり、強制ではありません。ましてマイナ保険証については、全くの任意であり、現健康保険証を廃止するということは強制につながります。現在、利用者は、マイナ保険証の利用者は全国で5%というふうに言われています。この中で、現保険証を健康保険証を廃止するということは、混乱を招くとともに、現在でも医療機関の間ではトラブルや不具合が続発しています。このことをもって私は反対といたし、延期、廃止延期を求める意見に賛成します。現健康保険証については命に関わる問題です。保険者、被保険者、そして医療関係者が合意なきままに現健康保険証が廃止ありきという状況で進めていくことには反対です。以上をもって現意見書の賛成討論といたします。

○中本正廣議長

ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発委第1号、健康保険証の廃止延期を求める意見書の提出についてを起立により採決します。発委第1号は原案通り決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって発委第1号については原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

---

## 日程第14. 陳情第2号

○中本正廣議長

日程第14、陳情第2号、安野花の駅公園ジーゼル解体撤去のお願いについてを議題といたします。審査を付託した産業建設常任委員会委員長からの報告を求めます。津田委員長。

○津田宏産業建設常任委員会委員長

はい、それでは付託された件について報告いたします。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第95条の規定により報告します。陳情第2号、安野の花の駅公園ジーゼル解体撤去のお願い。提出者、安野花の駅公園運営委員会一同代表 山陰尚真。陳情の要旨、老朽化により修復不能状態のまま劣化した安野花の駅公園ジーゼルキハ58の解体撤去。審査の結果、町の活性化のために、有用な施設・設備であったが、現在車両の老朽化が激しく、修復することもできない。安野花の駅への観光客が来訪する中、車両を存置することで、観光名所としての存在感を大きく低下させることを鑑み、採択といたします。以上報告します。

○中本正廣議長

以上で委員長の報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第2号、安野花の駅公園ジーゼル解体

撤去のお願いについてを起立により採決いたします。委員長の報告は陳情第2号を採択しようとするものです。陳情第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、陳情第2号については委員長の報告のとおり、陳情を採択することに決定いたしました。

---

#### 日程第15. 陳情第8号

○中本正廣議長

日程第15、陳情第8号、安野花の駅公園金網フェンス追加設置のお願いについてを議題といたします。審査を付託した産業建設委員会委員長からの報告を求めます。津田委員長。

○津田宏産業建設常任委員会委員長

それでは委員会審査報告をいたします。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第95条の規定により報告します。陳情第8号、安野花の駅公園金網フェンス追加設置のお願い。提出者、安野花の駅公園運営委員会一同代表 山陰尚真。陳情の要旨、安野花の駅公園危険箇所へ金網フェンスを設置すること。審査結果、安野花の駅公園は、町の観光名所の一つであり、多くの観光客が立ち寄る場となっている。観光資源としての存在価値を低下させないためにも、来場された方の安全を確保することは必要不可欠であることを鑑み採択といたします。以上報告します。

○中本正廣議長

以上で委員長の報告を終わります。これから陳情第8号、安野花の駅公園金網フェンス追加設置のお願いについてを起立により採決いたします。委員長の報告は陳情第8号を採択しようとするものです。陳情第8号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、陳情第8号については委員長の報告のとおり、陳情を採択することに決定いたしました。

---

#### 日程第16. 陳情第11号

#### 日程第17. 発委第2号

○中本正廣議長

日程第16、陳情第11号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情について及び日程第17、発委第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することについての2件を一括議題といたします。審査を付託した総務常任委員会委員長から報告を求めます。末田委員長。

○末田健治総務常任委員会委員長

まず委員会審査報告書でございます。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。件名、陳情第11号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情書。提出者、安芸太田町職員労働組合執行委員長 佐々木一。陳情の要旨、社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財政の確保・充実を図ること、ほか9項目。以上陳情採択と関係機関への意見書提出。審査結果でございます。人口減少著しい山村過疎地域の自治体は、自主財源が乏しい中で、住民の安全・安心の暮らしを確保するため、諸課題に取り組んでいるところであるが、近年多発する大規模災害への防災・減災対策、感染症対策、DX化、物価高騰対策等、多岐にわたる課題への対応により、地域公共サービスを担う人材は、圧倒的に不足している。このことから、安定的な地方財源の確保が必要である。本町のように脆弱な財政基盤のもとでは、住民の暮らしを守るための施策展開には限界があり、国に対し地方財政の充実・強化を求める必要がある。よって採択とする。続いて、発委第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。安芸太田町議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年6月13日、提出者、総務常任委員会委員長、末田健治。安芸太田町議会議長、中本正廣様。提案理由、社会保障の充

実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財政の財源の確保・充実を図ること。ほか9項目のことについて、意見書を提出しようとするものである。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣。以上です。なお、意見書案については、別紙のとおりでございます。以上です。

○中本正廣議長

以上で委員長の報告を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから陳情第11号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情について、及び発委第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することについての2件を一括して起立により採決いたします。委員長の報告は、陳情第11号採択し、発委第2号により意見書を提出しようとするものです。陳情第11号及び発委第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、陳情第11号、発委第2号についての2件は委員長の報告のとおり陳情を採択して意見書を国に提出することに決定いたしました。

---

### 日程第18. 閉会中の継続審査

○中本正廣議長

日程第18、閉会中の継続審査についてを議題といたします。総務常任委員長から陳情第9号及び陳情第10号の2件について、及び産業建設常任委員長からは、陳情第4号についてを閉会中の継続審査にしたいとの申出があります。お諮りします。総務常任委員長及び産業建設常任委員長から申出のあった陳情の3件を閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号、陳情第9号、陳情第10号の3件については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

### 日程第19. 閉会中の継続調査

○中本正廣議長

日程第19、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申出があります。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。ここで閉会にあたって橋本町長から発言の申出がありますので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。発言の機会を頂きましたので、令和6年第3回定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、本会議並びに各委員会におきまして、長時間にわたり慎重なる御審議を頂き、また令和6年度補正予算並びに関係議案を可決頂きましたこと、深く感謝を申し上げます。本会議並びに各委員会で賜りました御意見につきましては、予算執行並びに業務遂行にあたって、特に念頭に置いて対応してまいります。さて、いよいよ私としても本格的に2期目の挑戦が始まるわけですが、今次議会における議員各位の御指摘をお聞きしながら、本町を取り巻く環境はこれまでとは違っているということ。それは消滅可能性自治体との指摘も含めて、より厳しい環境になっているということかもしれません、より、むしろ、局面が進んだという感覚を頂きました。それに伴いまして、私どもの対応も、従来の路線を継承し発展させていくつもりではありますが、さらに一步踏み込む、ないしは一つギアを上げていく、そういった認識を改めて新たにさせていただいたところでござい

ます。アフターコロナに向けて、また長期総合計画の見直しのタイミングであることも含めて、いよいよ本町としても差別化を図っていく。本町の魅力をさらに磨いていく、その正念場に来ているものと認識をしております。議員の皆様方におかれましては、引き続き様々な町民の声をくみ取っていただきながら、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いをさせていただきます。今次定例会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で橋本町長の発言を終わります。これで会議を閉じ、令和6年第3回安芸太田町議会定例会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後3時50分 閉会

---